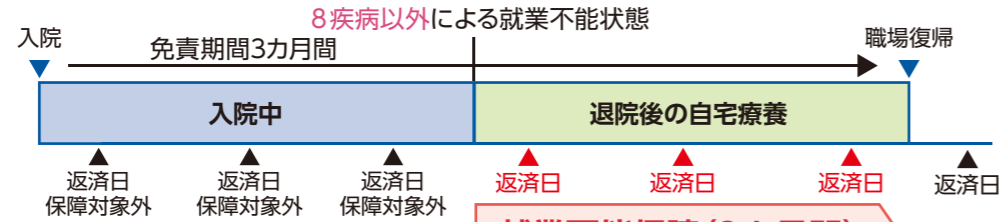


お支払い例

Case A 月々のローン保障

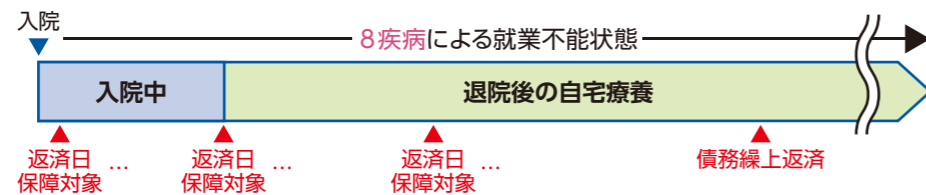
交通事故による複雑骨折で3カ月入院、退院後も自宅で3カ月間療養した。



3回のローン返済額を保障します

Case B 月々のローン保障 + 残高ゼロ

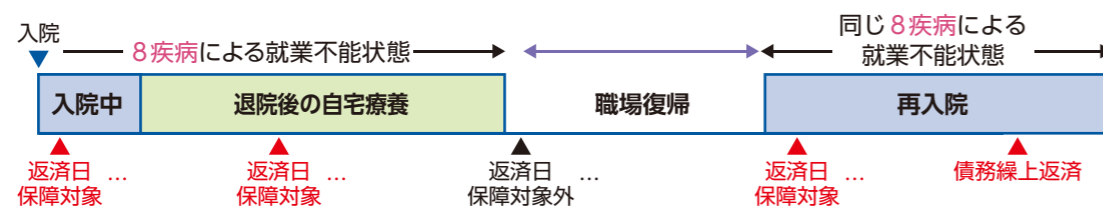
くも膜下出血で4カ月間入院、退院後も自宅で16カ月間療養した。



12回のローン返済額保障の後、残高が0円になります

Case C 途中で職場復帰をした場合も就業不能状態継続とみなされ残高ゼロ

がん(悪性新生物)により1カ月間入院、5カ月間自宅療養し復帰するも4カ月後に3カ月間再入院した。



就業不能発生から12カ月経過

同じ原因により、180日以内に再び就業不能状態となった場合には、前回と継続した就業不能状態とみなします。

※保険金のお支払いには所定の条件があります。被保険者のしおりに記載の契約概要・注意喚起情報をご確認ください。

【引受保険会社】SBI生命保険株式会社

【お問合せ先】団体信用生命保険サポートデスク 0120-272-350

*携帯電話・公衆電話からご利用いただけます。

受付時間 月曜～金曜 9:00～18:00 土日・祝日 10:00～17:00(年末年始を除く)



万が一のとき
ローン残高が0円に

がんを含む
すべての病気やケガ^{*1}に対応する

「全疾病保障」付
団体信用生命保険

保障内容イメージ(団体信用生命保険の概要)

| | | |
|------------|--------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一般団信 *2 | 死亡または所定の高度障害状態に該当したら | ローン残高が0円になります |
| | 医師の診断をもとに保険会社により余命6カ月以内または重度のがんと判断されたら | ローン残高が0円になります |
| + | がんを含む8疾病 ^{*3} による就業不能になったら | ①月々のローン返済額を保障します(免責期間なし) ②就業不能状態が12カ月継続したら住宅ローン残高が0円になります |
| + | 8疾病以外のすべての病気やケガ ^{*1} による就業不能になったら | ①月々のローン返済額を保障します(3カ月免責あり) ②就業不能状態が12カ月継続したらお見舞金30万円をお支払いします ③就業不能状態が24カ月継続したら住宅ローン残高が0円になります |
| + | 病気やケガで先進医療による療養を受けたら | 通算1,000万円までお支払いします |

*1:精神障害等所定の免責事由に該当するものを除きます。

*2:ワイド団信により通常よりお引受範囲を拡大できます。

*3:がん、急性心筋梗塞、脳卒中、高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性肺炎。

※保険金のお支払いには所定の条件があります。被保険者のしおりに記載の契約概要・注意喚起情報をご確認ください。

一般団信の概要

団体信用生命保険

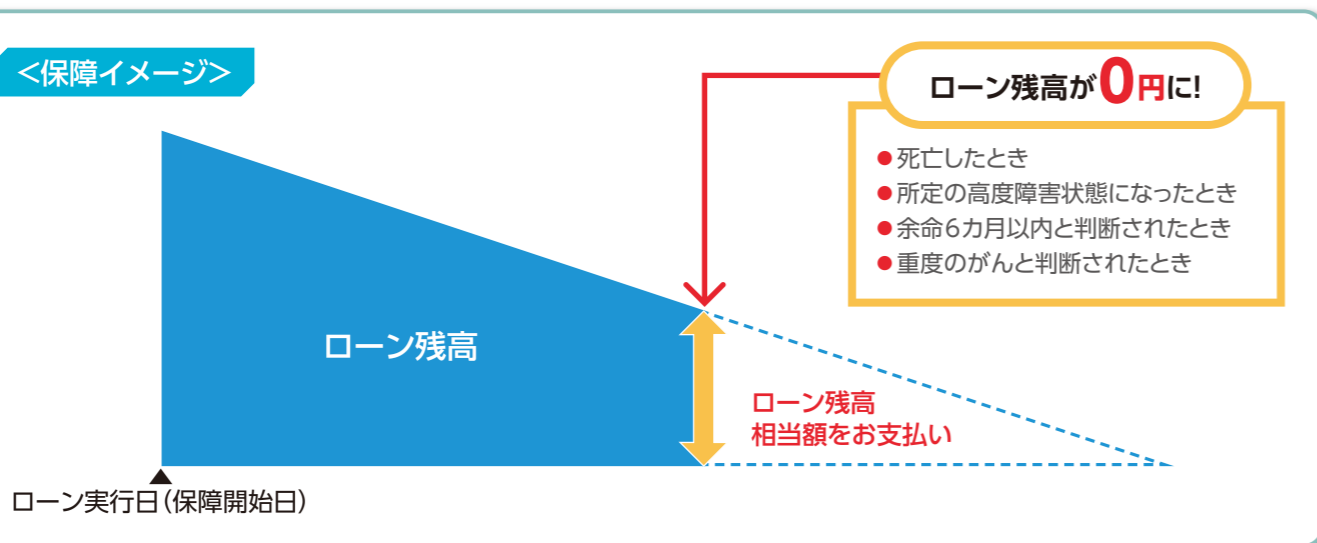
死亡または所定の高度障害状態になった場合、ローン残高が0円になります。

- ➡ 保障開始日以降に、死亡または所定の高度障害状態になった場合、その時点のローン残高相当額が保険金として支払われ、ローンの返済に充当されます。

リビングニーズ特約・重度がん保険金前払特約

余命6カ月以内または重度のがんと判断された場合、ローン残高が0円になります。

- ➡ 保障開始日以降に、医師の診断をもとに保険会社に余命6カ月以内と判断された場合、その時点のローン残高相当額が保険金として支払われ、ローンの返済に充当されます。
- ➡ 保障開始日以降に、医師の診断をもとに保険会社に重度のがん（標準的な治療の指針にもとづく治療をすべて受けたが効果がなかったなど）と判断された場合、その時点のローン残高相当額が保険金として支払われ、ローンの返済に充当されます。



先進医療特約の概要

先進医療特約

病気やケガで先進医療による療養を受けた場合、通算1,000万円までお支払いします。

- ➡ 保障開始日以降の病気やケガを直接の原因として先進医療による療養を受けた場合、先進医療技術料の被保険者負担額を保障します。
- ※療養を受けた日において厚生労働大臣が認める先進医療に該当する場合に限りです。

先進医療費用は全額自己負担

先進医療による療養を受けた場合、診察・検査・投薬・入院料などの一般治療と共通する部分には公的医療保険（健康保険）が適用されますが、先進医療の技術料は全額自己負担となります。

全疾病保障付団信の概要（一般団信に就業不能保障特約をプラス）

就業不能保障特約

① 月々のローン返済額の保障

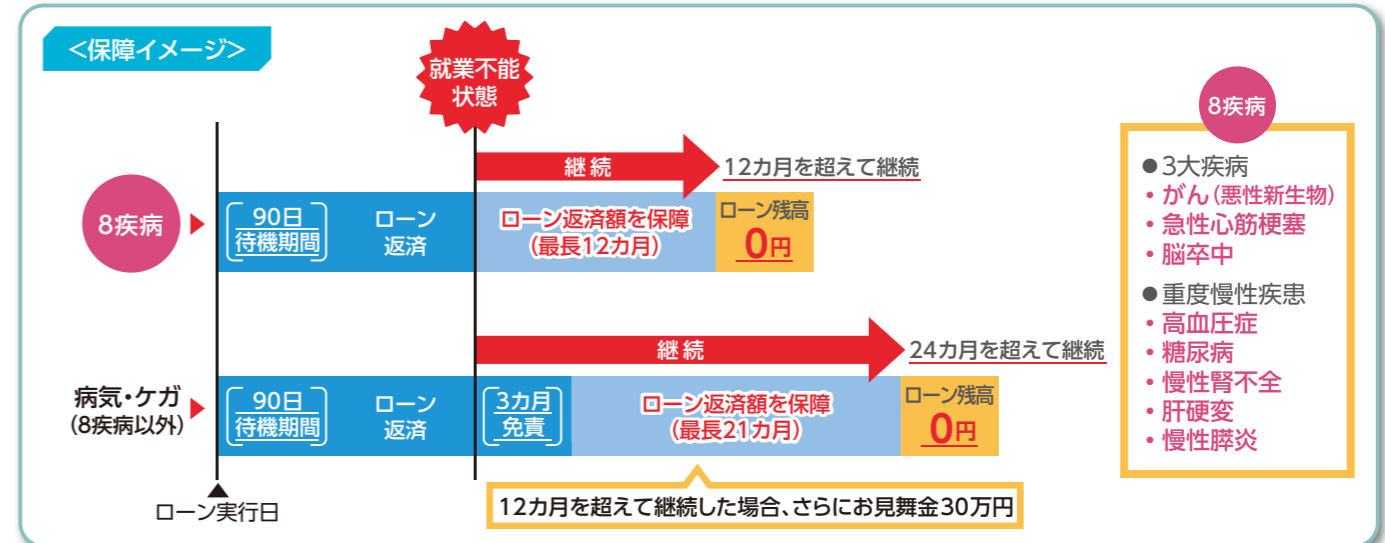
- ➡ 保障開始日以降に病気やケガにより就業不能状態となり、その状態が所定の免責期間を超えて継続し、ローン返済日が到来した場合、ローン返済額を保険金（就業不能保険金）としてお支払いします。
- ※ローン期間を通算して36カ月分までお支払いします。
- ※ボーナス返済月については、ボーナス返済額と月々の返済額をお支払いします。

② ローン残高の保障

- ➡ 保障開始日以降の病気やケガによる就業不能状態が所定の期間を超えて継続した場合、その時点のローン残高相当額を保険金（債務繰上返済支援保険金）としてお支払いします。

③ お見舞金30万円

- ➡ 保障開始日以降の病気やケガによる就業不能状態が12カ月継続した場合、30万円がお見舞金（長期就業不能見舞金）として支払われます。
- ※見舞金額は1保険者につき30万円を限度とし、2件目以降のローンには保障が付与されません。
- ※債務繰上返済支援保険金がお支払われる時は、重複して支払われません。



※ローン実行日から90日間は待機期間となり、この期間中に就業不能状態となった場合は原因を問わずお支払いの対象外です。（保障開始日は、ローン実行日から91日目です。）

※精神障害、正常な妊娠・出産、むちうち症または腰痛で医学的他覚所見のないもの等はお支払いの対象外です。

※上皮内がん、大腸の粘膜内がん等は悪性新生物に含みません。

※就業不能状態とは、病気・ケガの治療のため、入院しているか医師の指示により自宅等において療養していることをいいます。

※同じ原因により、180日以内に再び就業不能状態となった場合には、前回と継続して計算します。

（参考）就業不能状態の事例

事例①

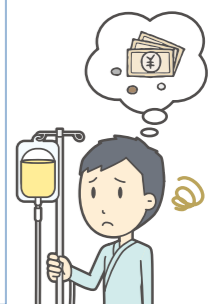
脳卒中
(37歳 女性)

脳卒中(脳梗塞)で倒れ救急搬送後、3カ月間入院。右半身の手足に力が入らない片麻痺(半身不随)の後遺症が残り、自力で歩行や食事が出来ない状態に。退院後も9カ月間、医師の指示により自宅で療養している。

事例②

交通事故により脊髄損傷
(31歳 男性)

交通事故により脊髄損傷し、7カ月間入院。外出には常時2本杖と介助が必要で段差の昇降もできない状態に。退院後も回復の見込みがなく、17カ月間、治療のため医師の指示により自宅で療養している。



※保険金のお支払いには所定の条件があります。被保険者のしおりに記載の契約概要・注意喚起情報をご確認ください。